



平成 19 年 7 月 26 日  
内 閣 府  
政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)

## 「平成 20 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用についての基本的考え方」の公表について

「平成 20 年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針（平成 19 年 6 月 14 日 総合科学技術会議決定）」に基づき、「平成 20 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用についての基本的考え方」を別紙のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

別添：平成 20 年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用についての基本的考え方（平成 19 年 7 月 26 日）

以上

（問い合わせ先）

内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 資源配分担当

参事官 板倉

電話：03 - 3581 - 9127（直通）

企画官 森山

電話：03 - 3581 - 9255（直通）

科学技術政策に関するHPアドレスはこちら  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/s&tmain.html>

# 平成20年度科学技術関係予算への資源配分方針の適用 についての基本的考え方

平成19年7月26日  
科学技術政策担当大臣  
総合科学技術会議有識者議員

## ．基本姿勢

平成20年度科学技術関係予算については、「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」（平成19年6月14日、総合科学技術会議決定。以下「資源配分方針」という。）に沿った政策展開を図って重点化を行いつつ、充実する必要がある。

総合科学技術会議は、我が国全体の総合的な科学技術政策を推進する司令塔として、関係府省が概算要求を行った科学技術関係施策について様々な手法を用いつつ、関係府省の要求施策に対して積極的な提言を行い、資源配分方針を予算編成過程に適切に反映する。

今年度は、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が我が国の科学技術関係施策全体を俯瞰した上で、資源配分方針で明記した重点課題については特に重点的に内容を精査し、政策誘導をより強化するとの観点から厳しく意見を述べる。

また、直接的に科学技術の振興に資する施策のみならず、科学技術の活用による既存事業の効率的実施、技術の社会での実証・応用や社会への普及・展開などのイノベーション創出に向けた幅広い取組の推進について、しっかりと科学技術関係予算として位置付ける。

## ．具体的実施内容

関係府省が概算要求を行った科学技術関係施策について、資源配分方針を適切に反映したものとなるよう、従来の優先順位付けのみならず、施策の性質を踏まえた様々な取組を一体的に実施する。これにより、科学技術関係施策のPDCAサイクル機能を強化する。

## 1. 科学技術関係施策の全体像の把握と関係府省単位の施策誘導

関係府省における科学技術関係施策の全体像を把握するとともに、資源配分方針を踏まえた重点化がどのように行われたのかを確認し、積極的な政策誘導を行うため、科学技術関係施策の概算要求状況について、有識者議員が中心となって府省ごとにヒアリングを行う。その結果に応じて、関係府省における重点化に向けた取組状況について、有識者議員が総括的な見解を述べることとする。

### 主なヒアリング事項

- 資源配分方針に明記した重点事項への重点化の状況（次世代人材への投資、社会還元加速プロジェクト、科学技術外交、戦略重点科学技術など）
- 関係府省における施策のプライオリティ付けの明確性
- 主要な新規施策の検討プロセスの妥当性
- 廃止・縮減した施策（当初想定した成果が得られているか否かも含めて）
- 資源配分方針の適用を行う科学技術関係予算の対象範囲の拡大の取組状況
- 競争的研究資金に関する取組の全体像
  - ・ 競争的資金の拡充に向けた取組（運営費交付金事業を含む）
  - ・ 各府省における競争的資金の位置付けと制度間の連携（整理・統合の考え方を含む）
  - ・ 若手研究者向け競争的資金の拡充、間接経費 30%の早期実現に向けた取組（早期実現が見込めない場合には理由の説明を求める）
  - ・ その他、制度改革に向けた取組
- その他、資源配分方針を踏まえた重点化や選択と集中の状況に関する事項

また、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人における科学技術施策の全体像について把握するため、全ての科学技術関係の独立行政法人について、主務府省に対し、平成20年度の運営費交付金の要求概要（法人の特徴に応じた主要業務の概要と配分見込み）等の資料提出を求める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、概算要求の概要について、文部科学省から資料の提出を求める。（国立大学法人は、特に特別教育研究経費などの重点的な取組を中心に、大学共同利用機関法人は、主要業務の概要と配分見込みについて資料の提出を求める。）

これらの概況や主要な事項については、府省ごとのヒアリングにおいて説明を求めることがある。

なお、後述する「優先度判定」や「改善・見直し指摘」の対象施策に係わらず、全体像把握や予算額集計の際には、概算要求額が5億円未満の継続施策についてもその対象に含めるものとする。

## 2. 個別施策の精査と資源配分方針に沿った政策誘導の強化

昨年度までと同様の考え方にに基づき、関係府省が概算要求を行う主要な個別施策を幅広く対象とする。対象となる個別施策については、個別に必要な資料の提出を求めた上で内容を精査し、(2)～(3)のとおり、施策の特性に合った取組により政策誘導を行う。

### (1) 対象となる個別施策

#### ①特に重点的にチェックするもの

以下に該当する「全ての新規施策」または「5億円以上の継続施策」  
(※独法等の運営費交付金による事業も対象)

- イノベーション創出を力強く推進するための3つの先駆的取組（次世代を担う人材への投資、社会還元加速プロジェクト、環境・エネルギー等日本の科学技術力を活かした科学技術外交）に該当する施策
- 国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術に該当する施策

#### ②その他の施策

①に該当しない施策については、「1億円以上の新規施策」または「10億円以上の継続施策」  
(※独法等の運営費交付金による事業は原則として対象外とするが、資源配分方針で明記した重点課題（国際競争力のある大学づくり、競争的資金、世界トップレベルの研究拠点づくり、国際的な知的財産戦略、国際標準化など）に該当する場合は、独法等の運営費交付金による事業であっても対象となる)

#### ③留意事項

- ・総合科学技術会議有識者議員が必要と認めて指定する施策や、関係府省が対象に含めるべきと申し出た施策は、対象に含めることを検討。
- ・防衛関係及び情報収集衛星関係の要求施策については、資料提出やヒアリングを行うが、後述の「優先度判定」や「改善・見直し指摘」の対象とはしない。
- ・大規模新規研究開発として、別途事前評価を実施するものは、「優先度判定」や「改善・見直し指摘」の対象とはしない。
- ・「社会還元加速プロジェクト」については、総合科学技術会議の強力なリーダーシップの下に推進していくものであるため、プロジェクトリーダーである有識者議員を中心に、概算要求前から別途ヒアリングを行い、各プロジェクトに必要な施策を調整・誘導する。さらに、概算要求後に、候補施策についてのヒアリングを実施し、趣旨に合致すると判断された施策は、「優先度判定」、「改善・見直し指摘」を行わず、「社会還元加速プロジェクト」として認定する。

## (2) 優先度判定

新規施策については、厳格に「優先度判定」を実施し、資源配分方針の予算案への反映を促す。また、各府省が、新たに戦略重点科学技術に該当すると考える施策については、全体俯瞰図を用いつつ分野別推進戦略における位置付けの明確な説明を求め、「優先度判定」の過程で精査する。

### ①対象となる個別施策

新規施策

### ②審査基準

「優先度判定」にあたっては、次の項目につき、審査する。

- ・ 施策の重要性（明確な成果目標が設定されているか、所管府省において綿密かつ適切な検討プロセスが踏まれているか、国際的にみて新規性・効率性などの点で優れているか、国として実施する必要があるかなど）
- ・ 実施方法の最適性（最終年度までの明確なロードマップが描かれているか、実施体制が適切か、他の関連施策との連携など効果的に実行されるかなど）
- ・ 資源投入規模の妥当性（他の施策に優先して実施するため資源を重点的に投入する必要があるか、予算規模は適切かなど）

### ③「優先度判定」の結果

次のとおり、S、A、B、Cの4段階にて判定する。

S：特に重要で、内容的にも極めて優れたものであり、イノベーション創出の観点から特段のスピード感をもって展開するなど、特に重点的に資源を配分することで、積極的に実施すべきもの。

A：重要で、内容的にも優れた施策であり、重点的に資源を配分することで、着実に実施すべきもの。

B：必要な施策であり、限られた資源を有効に活用して、効果的・効率的に実施すべきもの。

C：必要な施策ではあるが、目標設定、ロードマップ、実施方法等の一部を見直して実施すべきもの、或いは、資源投入の優先度が低く、実施すべきではないもの。

(Aは特に優先度の高い施策、Sは極めて優先度の高い施策に限定するものとする。Cは、要求額のとおり予算措置する必要のないもの、指摘事項を見直せば十分な予算措置が必要であるものなど様々な事例が考えられ、一律に施策の必要性が否定されることなく、内容に応じた対応が必要。)

### (3) 改善・見直し指摘

継続施策については、既に昨年度までに、全体計画を聴取した上で優先順位づけを実施しており、政策目標の達成に向けて着実な実施を確保することに注力する必要があることから、従来にも増して実施内容に踏み込んで精査し、加速すべき施策、着実・効率的に実施すべき施策、減速又は見直すべき施策を峻別し、減速又は見直すべき施策については、「計画を見直す必要がある」、「予算額を大幅に縮減すべき」など、個々の施策にきめ細やかに対応した改善・見直しのための指摘を行う。

#### ①対象となる個別施策

##### 継続施策

#### ②具体的手法

各府省に対し、前年度からの変更点や改善点、実施状況等を中心とした説明資料の提出を求めるとともに、内容に関する事務局ヒアリングを行った上で、有識者議員がその内容を詳細に把握する。その結果、改善・見直し指摘に相当すると想定される施策について、必要に応じて、外部専門家を加えた詳細なヒアリングを実施する。

提出された資料やヒアリングの結果、以下の事項に該当する施策については、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が改善・見直しのための指摘を行う。

- ・ 研究開発の動向、社会ニーズの変化、国際情勢の動向、他の関連施策との関係等を勘案して、加速して実施する必要がある、または、計画の見直しや縮減を行う必要があると判断した場合
- ・ 当該施策の進捗状況に課題があり、重要ではあるがそのまま推進することで当初の成果が得られず効果が薄いと見込まれる場合
- ・ その他、有識者議員が必要と認めた場合

なお、予算規模が大きく重要性の高い基盤的施策（科研費、私学助成、大学施設整備）や国家基幹技術に該当する施策については、その重要性及び予算規模の大きさを踏まえ、内容をより詳細にチェックし、改善事項・留意事項等についてきめ細かな指摘を行う。

また、科学技術振興調整費については、総合科学技術会議が基本的考え方を決める予算制度であることから、総合科学技術会議において決定した概算要求方針に沿った要求が行われているかを精査し、指摘を行う。

## ・その他の留意事項

### (1) 予算編成への反映

Ⅱ. に示した取組の結果については、予算編成過程において適切に活用されるよう、関係府省に対して積極的に働きかけを行う。

また、実施方法の見直し等について指摘を受けた施策については、所管府省において適切な見直し（改要求を含む）がなされた場合には、必要に応じて、修正事項を確認して再度指摘を行うことも検討する。

### (2) その他

優先順位の理由や指摘事項等は、国民から見て分かりやすいものとし、記載内容を充実させる。

また、新規施策、継続施策に拘わらず、直接的に科学技術の振興に資する施策ではなく、新たに科学技術関係施策として登録されるもの、あるいは、従来は科学技術関係施策に位置付けられていない施策で内容を見直して新たに科学技術関係予算として登録するものについては次の扱いをする。

概算要求後においても、年末の政府予算案決定までの間に必要に応じてヒアリング等を実施し、科学技術関係予算として登録する必要があると認められる施策があった場合には、「優先度判定」や「改善・見直し指摘」の対象とはせずに、追加的に科学技術関係予算に登録する。